

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名		強い農業づくり等産地条件整備事業（国庫・継続） 【強い農業づくり総合支援交付金】																					
アピールポイント		土地利用型作物・野菜・畑作物・果樹等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。																					
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を支援し、産地の収益力強化を図る。	予算額(千円)		－																			
		内訳	国	－																			
			県	－																			
			その他	－																			
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 （１）農産物処理加工施設 （２）集出荷貯蔵施設 （３）生産技術高度化施設 等 《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団 等	補助率	標準事業費																				
		1/2 以内ほか	－																				
【採択要件】 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。 2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。 なお、みどりの食料システム法に基づきみどり認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じてポイントを加算できる。 3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。 4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。 5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。等																							
		<table><tr><td>稲</td><td>50ha（中山間地域等</td><td>10ha）</td><td>露地野菜</td><td>10ha（中山間地域等</td><td>5ha）</td></tr><tr><td>麦</td><td>30ha（</td><td>10ha）</td><td>施設野菜</td><td>5ha（</td><td>3ha）</td></tr><tr><td>大豆</td><td>20ha（</td><td>10ha）</td><td>果樹</td><td>10ha（</td><td>10ha）</td></tr></table>				稲	50ha（中山間地域等	10ha）	露地野菜	10ha（中山間地域等	5ha）	麦	30ha（	10ha）	施設野菜	5ha（	3ha）	大豆	20ha（	10ha）	果樹	10ha（	10ha）
稲	50ha（中山間地域等	10ha）	露地野菜	10ha（中山間地域等	5ha）																		
麦	30ha（	10ha）	施設野菜	5ha（	3ha）																		
大豆	20ha（	10ha）	果樹	10ha（	10ha）																		
実施期間	令和4年度～	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線4984、直通017-734-9474）																				

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等／調査等／安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全
	担い手の育成	研修・訓練／労働力確保等／経営改善／その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入／機械購入
実施主体別		市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／地域協議会

事業名		鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】			
アピールポイント		鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。			
事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)		101,400	
		内 訳	国	101,400	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 ソフト対策 (1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ 広域柵の再編整備計画策定支援 ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） エ 他地域の人材を活用した取組 オ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	補助率	標準事業費		
		ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり）） 			

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名		6次産業化ネットワーク活動事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】			
アピールポイント		農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。			
事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)		113,233	
		内訳	国	113,233	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 サポートセンター（相談窓口）の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県 2 地域資源活用・地域連携推進支援事業 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 （2）新商品開発・販路開拓の取組 （3）直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 （4）多様な地域資源を新分野で活用する取組 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等 3 地域資源活用価値創出整備事業 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等が実施する農林水産物等の加工・流通・販売や、総合化事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産、食品等の加工・販売の取組において必要となる施設等の整備を支援（融資残補助） 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等 《補助金上限額》100,000千円 ※BtoB、HACCP認証等の要件を満たした場合は200,000千円	補助率	標準事業費		
		定額	—		
		1/2以内	上限額 500万円		
		3/10又は1/2 （中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合）以内	— 上限額 1億円※		
【採択要件】 1 実施主体を含む3戸以上の農林漁業者が構成員又は出資者として構築している取組であること。 2 本事業上記3の内容を実施する場合、扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。 3 みどり認定によりポイント加算対象					
実施期間	平成26年度～	担 当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ （内線5016、直通017－734－9456）		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）			
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。			
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)		国直接採択	
		内訳	国	7,389,000	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 事業内容 (1) 地域資源活用価値創出対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援 (2) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援 (3) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援 (4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援 (5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援 (6) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援 (7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援 (8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援 《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	標準事業費		
		定額 1/2等	※県経由		
				※県経由	
				※県経由	
				※県経由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等					
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名		「あおもり型農村RMO」 育成事業（県単・継続）			
アピールポイント		農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)		31,519	
		内訳	国	－	
			県	31,519	
			その他	－	
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費		
		1 ソフト 定額 2 ソフト 定額 ハード 1/2	1 補助限度額 1,000千円/ 地域 2 モデル集落 当たりの上 限額 1,500千円		
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。					
実施期間	令和6～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017－734－9534)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名		集落営農連携促進等事業（国庫・新規）			
アピールポイント		連携・合併による集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	集落営農を核とした連携・合併による広域展開での活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)		10,000	
		内訳	国	10,000	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 ビジョンづくりへの支援 連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援（支援期間：最長3年） 2 具体的な取組の実行への支援 （1）取組の中核となる人材等を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） （2）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費 《事業実施主体》 1 及び 2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村	補助率	標準事業費		
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織		
		定額	100万円 上限/年		
		定額			
		定額 1/2以内 定額	25万円		
【採択要件】 1 組織の定款又は規約を有すること。 2 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けが確実であること。 3 連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。 ※「みどり認定」を受けている場合は、採択ポイントが加算される。					
実施期間	令和4～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ （内線5063、直通017－734－9534）		

目 的 別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 農地の利用集積	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / 加工・販売促進 / 地産地消 / 集落営農 遊休農地対策
実施主体別	県 / 市町村 / 地域協議会	

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・新規） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】			
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。			
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)		3,957	
		内訳	国	3,957	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費		
		定額	上限1,000万円 (最大3年)		
----- 【令和7年度実施計画等】 平川市古懸集落					
実施期間	令和7～9年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
	実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜]（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】						
アピールポイント		畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。						
事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)		21,625				
		内訳	国	21,625				
			県	－				
			その他	－				
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 （施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象） 2 生産基盤強化対策 （１）農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費					
		1/2以内	－					
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等								
		<table><tr><td>麦 30ha（中山間地域等 10ha）</td><td>露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）</td></tr><tr><td>大豆 20ha（ ” 10ha）</td><td>施設野菜 5ha（ ” 3ha）</td></tr></table> ※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。			麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）	大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）
麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）							
大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）							
実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017－734－9481）					

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良：弾丸暗渠、心土破碎）
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【そば関係】 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業】			
アピールポイント		湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。			
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)		18,865	
		内訳	国	18,865	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 安定生産技術の導入 （1）技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。 （2）湿害対策技術の導入（2,000円/10a） 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等 （3）湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。 （4）成果目標（いずれか1つ選択） ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加（直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区） 2 複数年契約取引（1,000円/10a） （1）事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。 （2）成果目標（いずれか1つ選択） ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加	補助率	標準事業費		
		定額 定額	(1) 上限額 300万円		
		1/2以内	上限額 1,000万円/台		
		定額			
【採択要件】 1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない 2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる 3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。					
実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	暗渠排水
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会）	

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【種ばれいしょ、ばれいしょ関係】		
アピールポイント		ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成やばれいしょの病害抵抗性品種の導入等や省力技術確立等を支援する。		
事業の趣旨	畑作産地において、病虫害の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減のためのばれいしょの病虫害抵抗性品種導入及び種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減するための技術の実証等を支援する。	予算額(千円)		18,865
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	1 ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a) (1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病虫害抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援 (2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 2 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（10/10以内） (1) 事業内容 本事業は、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減につながる技術の実証等に必要な経費を支援 (2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入 イ 種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 《事業実施主体》 農業者の組織する団体、コンソーシアム（実需者及び農業者を必須の構成員とする） 等	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有	
【採択要件】 1 ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大 直物貿易法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。 2 省力作業機械の導入 (1) 受益農業従事者が5名以上であること (2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益面積等からみて適正であること				
実施期間	令和7年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017－734－9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】			
アピールポイント		稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。			
事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。		予算額(千円)		9,985
			内訳	国	9,985
				県	－
				その他	－
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 （１）後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等		補助率	標準事業費	
			1/2以内	－	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等					
		稲 50ha（中山間地域等 10ha） 麦 30ha（中山間地域等 10ha） 大豆 20ha（ ” 10ha）		露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha） 施設野菜 5ha（ ” 3ha）	
※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。					
実施期間	平成28～令和7年度	担 当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ （内線5074、直通017－734－9480）		

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 生産基盤の整備 機械・施設の整備	体制整備等 経営改善 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別	市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	果樹経営支援対策事業（国庫・継続）		
アピールポイント	果樹の優良品種への改植・新植、改植・新植と同時に実施する小規模園地整備、放任園地発生防止（廃園）等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。		
事業の趣旨	産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※
		内 訳	国
			県
			その他
事業の内容等	1 整備事業	補助率	標準事業費
	(1) 優良品目・品種への改植・新植	定額	17(15)万円
	ア りんご普通樹、主要落葉果樹	定額	33(32)万円
	イ りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培、なし等のジョイント栽培	定額	73(71)万円
	ウ りんご超高密植（トールスピンドル）栽培	1/2	※事業費は
	エ りんご超高密植（多収型）栽培（概ね333本以上/10a）	1/2	10a当たり
	オ その他果樹（慣行栽培、省力樹形等）	1/2	※（ ）は新植の額
	(2) 小規模園地整備（全ての果樹）	定額	8万円
	園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、排水路の新設		
	(3) 放任園地の発生防止対策（伐採、植林）		
事業の内容等	ア りんご（わい化含む）		
	イ その他		
	(4) 用水・かん水施設の整備	1/2	
	(5) 防災施設の整備（防霜施設、防風施設の新設）	1/2	
	※（2）、（4）、（5）の取組は、（1）の取組と同時に実施するものであること。		
	2 推進事業		
	(1) 大苗育苗ほの設置	1/2	
	(2) 省力的樹園地への一斉改植支援	定額	56万円/10a
	《支援対象者》		11.2万円/
	果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等		10a×5年間
【採択要件】			
1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。			
2 地域計画の目標地図に位置づけられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。			
3 受益面積が地続きで概ね2a以上であること。			
4 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。			
5 防災施設の整備には、果樹共済・収入保険に加入又は加入することが確実であること。			
実施期間	令和7～12年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017-734-9492）

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）(国庫・継続)		
アピールポイント		果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。		
事業の趣旨	需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)		※
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 小規模園地整備 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設、高温対策資材の導入 《事業実施主体》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。 2 地域計画の目標地図に位置づけられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。 3 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。 優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね2 a 以上 小規模園地整備：地続きでおおむね10 a 以上 (ただし、土層改良は地続きでおおむね2 a 以上) 4 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。 5 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。				
実施期間	令和7年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別		個人 / 任意団体

事業名		果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント		果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（4年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)		※	
		内訳	国	－	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 対象となる改植等について （１）果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の「園芸作物等の先導的取組支援」を活用した改植、新植が対象 （２）改植・新植実施年の翌年から成園化までの４年分の管理経費の1/2相当額（5.5万円/10a/年）を定額で初年度に一括交付 《支援対象者》 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等	補助率	標準事業費		
		定額	22万円/10a 〔5.5万円/10a×4年間〕		
----- 【採択要件】 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。					
実施期間	令和７～12年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017－734－9492）		

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)		0
		内訳	国	0
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和7年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017－734－9492） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017－734－9474）	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
実施主体別	県 / 農協	

事業名	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業（県単・継続）		
アピールポイント	酪農の経営基盤を強化するため、新たな経営改善モデルの作成・指導や、将来の酪農経営を支える高能力な乳用後継牛の生産支援を行う。 また、畜産経営基盤の経営継承や、将来の畜産人財に対する畜産現場の体験機会の提供を行う。		
事業の趣旨	本県の酪農経営は配合飼料価格の高騰が経営を圧迫していることから、配合飼料から自給飼料への置き換えを促すほか、高能力な乳用後継牛の生産を支援する。 また、畜産は経営を開始するための初期投資が高額で新規参入のハードルが高いことから、第3者継承を支援するほか、将来の畜産人財に対して畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。	予算額(千円)	
		内 国 県 その他	17,270
			17,270
			—
事業の内容等	1 飼養管理技術の向上 （1）飼養管理方法の見直しを進めるため、経営改善モデルを活用した巡回指導を実施 （2）経営改善に向けた飼養管理技術研修会の開催 （3）農協や県職員を対象とした指導力強化研修会の開催 2 高能力な乳用後継牛の生産 高能力な牛群を早期に整備するため、ゲノミック解析、性選別精液を活用した後継牛の生産へ支援する。 【補助率1/2以内、上限額 5,000円/頭又は本】 3 新規就農の促進 （1）新規就農希望者の掘り起こしとマッチング （2）小中学生や高校生などの将来の畜産人財に対する体験機会の提供	補助率	標準事業費
		2 1/2 以内	上限額 5,000円
実施期間	令和6～8年度	担 当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 その他（担い手への支援）
実施主体別	地域協議会	

事業名		多面的機能支払交付金（国庫・継続）																							
アピールポイント		集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。																							
事業の趣旨	近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況にあり、また、水路、農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあるため、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするため、地域活動に対して支援を行う。			予算額(千円)		2,072,785																			
				内訳	国	1,036,391																			
					県	518,197																			
					その他	518,197																			
事業の内容等	1 農地維持支払 (1) 対象者 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者で構成される活動組織 (2) 支援対象 農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動 等 2 資源向上支払 (1) 対象者 地域住民を含む活動組織 (2) 支援対象 ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等 3 交付単価 (単位：円/10a) <table border="1"><thead><tr><th>地目</th><th>①農地維持支払</th><th>②資源向上支払（共同活動）</th><th>③資源向上支払（長寿命化）</th><th>①、②及び③に取り組む場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>田</td><td>3,000</td><td>2,400</td><td>4,400</td><td>9,200</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000</td><td>1,440</td><td>2,000</td><td>5,080</td></tr><tr><td>草地</td><td>250</td><td>240</td><td>400</td><td>830</td></tr></tbody></table>			地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合	田	3,000	2,400	4,400	9,200	畑	2,000	1,440	2,000	5,080	草地	250	240	400	830	補助率	標準事業費
				地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合																	
				田	3,000	2,400	4,400	9,200																	
				畑	2,000	1,440	2,000	5,080																	
草地	250	240	400	830																					
国	1/2	—																							
県	1/4																								
市町村	1/4																								
【採択要件】 1 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域であること。 2 農地維持支払の対象農用地は、上記以外に地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。 【令和7年度実施計画等】 交付対象農用地面積：44,310ha																									
実施期間	平成26年度～		担 当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4884、直通017-734-9554)																					

目 的 別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	七戸町、東北町では場整備事業を進めている「土場川地区」において高収益作物の導入拡大を図るため、研究会の開催や野菜作付け実証、スマート農業技術の研修会等により、水田農業の確立を目指す。			
事業の趣旨	水稲、野菜、畜産などの複合経営が盛んな中部上北地域（七戸町、東北町）の土場川地区では、区画拡大や排水対策を実施した水田において、米価下落の影響を受けにくい高収益作物の導入が計画されているが、現在思うように進んでいない。 このことから、高収益作物の導入拡大を進めていくため、地域の担い手農家や関係機関による研究会により、排水対策が整備された水田で作付けが可能な作物を見極めていくとともに、スマート農業技術の導入による労働力不足の解消や、泥炭性土壌で従来の工法が効かない超軟弱水田に対する改良工法を構築するなど、推進体制の整備を進め、持続可能な中部上北スタイルの水田農業の確立を目指す。	予算額(千円)		1,257
		内訳	国	－
			県	1,257
			その他	－
事業の内容等	1 推進体制の整備 （1）中部上北地域水田農業研究会の開催 水田農業の高度化に向けた検討会 2 排水対策を講じた水田への野菜作付け実証 （1）野菜作付けの実証 実証ほによるにんにく及びたまねぎ作付け実証 3 スマート農業の導入等支援 （1）研修会の開催 先進技術の紹介等 （2）土場川地区への用水管理システムの導入 自動水位調整ゲートの試験設置及び効果検証 4 超軟弱地盤対策の検討 （1）実証ほによる試験施工の実施 試験施工結果の考察、リーフレット作成・配布 《事業実施主体》 県（上北農林水産事務所）	補助率	標準事業費	
		－	－	
実施期間	令和５～７年度	担 当	上北農林水産事務所 農道ほ場整備課、農業普及振興室 （直通0176-23-5318、0176-23-4281）	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名		輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。		
事業の趣旨	県内中小企業等の海外への輸出を促進することにより、 県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)		5,000
		内訳	国	—
			県	5,000
			その他	—
事業の内容等	1 事業メニュー （１）海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（１名のみ）、 輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後２回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など） （２）外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費 （３）海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費 （４）国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費 （５）海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（３か月以内） 《事業実施主体》 中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等	補助率	標準事業費	
		1/2	500千円	
【採択要件】 1（１）及び（５）については、別途要件あり。 2（２）～（５）について補助を受ける場合は、令和７年度中に海外見本市・商談会に出展予定又は過去３年度以内に出展したことがあること。				
実施期間	平成２６～令和８年度	担 当	県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ （内線4941、直通017－734－9730）	